

○奈良県少年警察活動要領の制定について（平成14年12月27日例規第69号）

〔沿革〕 平成17年8月例規第19号、20年3月第25号、8月第41号、26年6月第18号、第20号、27年6月第15号、31年4月第23号、令和元年6月第28号、4年3月第9号、11月第32号改正

このたび、別記のとおり奈良県少年警察活動要領を制定し、平成15年1月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、奈良県少年警察活動要綱の運用について（平成12年12月例規第60号）は、本例規の実施をもって廃止する。

別記

奈良県少年警察活動要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、奈良県警察における少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための活動（以下「少年警察活動」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 準拠

少年警察活動に関しては、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、少年法（昭和23年法律第168号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。）、奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和51年12月奈良県条例第13号）、奈良県少年補導に関する条例（平成18年3月奈良県条例第57号。以下「条例」という。）、その他の法令によるほか、この要領の定めるところによる。

3 用語

この要領において、「少年」、「特定少年」、「犯罪少年」、「触法少年」、「ぐ犯少年」、「非行少年」、「被害少年」、「要保護少年」、「児童虐待を受けたと思われる児童」、「低年齢少年」又は「保護者」とは、それぞれ規則第2条に規定する少年、特定少年、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年、非行少年、被害少年、要保護少年、児童虐待を受けたと思われる児童、低年齢少年又は保護者をいい、「不良行為少年」とは、条例第2条第5項に規定する不良行為少年をいう。

4 報告先等

この要領の規定により生活安全部人身安全対策課（以下「人身安全対策課」という。）若しくは生活安全部人身安全対策課長（以下「人身安全対策課長」という。）又は生活安全部少年課（以下「少年課」という。）若しくは生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）に対して報告、連絡、引継ぎ等を行う場合は、それぞれ次に掲げる事務の区分に応じて行うものとする。

- (1) 少年警察活動のうち、児童虐待を受けたと思われる児童に関すること 人身安全対策課又は人身安全対策課長
- (2) 少年警察活動のうち、(1)に掲げるもの以外のものに関すること 少年課又は少年課長

5 少年警察活動の基本

奈良県警察職員（以下「職員」という。）は、少年警察活動を行うに当たっては、次の事項を基本とするものとする。

(1) 健全育成の精神

職員は、少年の健全な育成を期するため、少年の規範意識の向上と立直りに資することはもとより、被害少年を精神的打撃から立ち直らせることにも配意するとともに、自己の人格の向上と識見の^{かん}涵養に努め、少年、保護者その他の関係者（以下「少年等」という。）からの信頼が得られるよう努めなければならない。

(2) 少年の特性の理解

職員は、少年が心身ともに成長期にあつて、環境の影響を受けやすいこと及び可塑性に富むこと等その特性を十分に理解するよう努めなければならない。

(3) 処遇の個別化

職員は、少年の非行の原因の究明や犯罪被害等の状況を的確に把握するとともに、少年の性行及びその環境を深く洞察し、個別の少年の特性に応じた最善の処遇を講じるよう努めなければならない。

(4) 秘密の保持

職員は、非行少年に係る事件の捜査又は調査、不良行為少年の補導、少年相談（少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。）等少年警察活動により知り得た秘密を漏らしてはならないことは当然のことであるが、特に、少年等に秘密の保持について不安を抱かせることがないよう配意しなければならない。

(5) 国際的動向への配慮

職員は、少年の保護及び非行の防止に関する国際的動向の把握に十分配意する

とともに、国外における児童買春事犯、インターネットを利用した児童ポルノ事犯等の取締りのほか、児童の性的搾取事犯防止のための広報啓発活動の推進に努めるものとする。

6 関係機関、少年警察ボランティア等との連携

(1) 関係機関

少年警察活動は、県、市町村、教育委員会、学校、家庭裁判所、検察庁、児童相談所、福祉事務所その他の少年の健全な育成に関係する業務を行う機関（以下「関係機関」という。）との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。

(2) 少年警察ボランティア等

少年警察活動は、少年警察ボランティア（奈良県公安委員会、警察本部長（以下「本部長」という。）又は警察署長（以下「署長」という。）の委嘱等を受けて少年の非行の防止又は少年の福祉のための活動に当たる少年指導委員、少年補導員その他のボランティアをいう。以下同じ。）、児童委員、保護司その他少年の健全な育成のための活動を行うボランティア（以下「少年警察ボランティア等」という。）と平素から必要な連絡を保ち、相互に協力できるように配慮するものとする。また、関係機関及び少年警察ボランティア等（以下「関係機関等」という。）との連携に際しては、警察から協力を求めるほか、相手方が主体となって実施する活動にも積極的に協力するものとする。

第2 少年警察の体制等

1 少年警察部門

少年警察部門（人身安全対策課、少年課及び警察署の生活安全課をいう。以下同じ。）は、少年警察活動を推進するに当たっては、他の警察部門又は所属との緊密な連絡を保持するものとする。

2 少年警察補導員

(1) 規則第2条第13号に規定する少年補導職員として、奈良県警察に少年警察補導員を置く。

(2) 少年警察補導員は、少年相談、継続補導（規則第8条第2項（規則第13条第3項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行う継続的な補導をいう。以下同じ。）、被害少年に対する継続的な支援その他特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動に従事させるため、その活動に必要な見識を有し、かつ、少年警察補導員としての職務に必要な教育訓練を受けた一般職員の中から、本部長が命ずる。

(3) 少年警察補導員は、奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則

第10号) 第35条の2に規定する少年課少年サポートセンター(以下「サポートセンター」という。)に配置する。ただし、本部長が必要と認めた場合は、警察署に配置することができるものとする。

- (4) 少年警察補導員は、関係者の尊敬と信頼を得るため、相談技術、補導技術等の向上及び関係法令の研さんに努めなければならない。
- (5) 少年警察補導員の活動要領については、この要領に定めるもののほか、別に定めるものとする。

3 警察本部の幹部の職務

- (1) 生活安全部長、人身安全対策課長及び少年課長は、少年警察活動の重要性を認識し、その効果的運営と適正な実施を図るため、それぞれ次に掲げる事項について指揮監督に当たるとともに、職員の合理的配置、装備資機材及び施設の整備等の部内の体制の確立並びに関係機関等との緊密な連携に努めるものとする。

ア 生活安全部長 少年警察活動全般に関すること。

イ 人身安全対策課長 少年警察活動のうち、児童虐待を受けたと思われる児童に関すること。

ウ 少年課長 少年警察活動のうち、イに掲げる事項以外のものに関すること。

- (2) 生活安全部長、人身安全対策課長及び少年課長は、少年警察活動が全ての警察部門にかかわる警察活動であることに鑑み、全ての職員が少年警察活動の基本を理解するよう、適切かつ効果的な教養を実施するものとする。

4 署長の職務

署長、人身安全対策課長又は少年課長(以下「署長等」という。)は、所属職員の行う少年警察活動に関し、各級幹部を的確に指揮掌握するとともに、個々の事案について、おおむね次の事項(人身安全対策課長にあっては、(4)、(5)、(7)及び(8)に定める事項)を自ら行うものとする。

- (1) 捜査主任官(犯罪捜査規範第20条に規定する捜査主任官をいう。)又は調査主任官(規則第18条及び第30条に規定する調査主任官をいう。以下同じ。)を指名すること。

- (2) 次のアからエまでに掲げる事項の決定に関すること。

ア 少年の被疑者の呼出し並びに取調べの要否及び方法

イ 触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者の呼出し並びに質問の要否及び方法

ウ ぐ犯少年と認められる者の呼出し並びに質問の要否及び方法

エ 重要な参考人の呼出し並びに面接の要否及び方法

- (3) 強制措置及びその解除の可否を決定すること。
- (4) 関係機関への送致（送付を含む。以下同じ。）又は通告その他の措置を決定すること。
- (5) 関係機関への送致又は通告に際して付すべき処遇意見を決定すること。
- (6) 継続補導の可否を決定すること。
- (7) 被害少年の継続的な支援の可否を決定すること。
- (8) その他署長等が特に必要と認めること。

5 警察署の幹部の職務

警察署、人身安全対策課及び少年課（以下「警察署等」という。）の少年警察活動について責任のある幹部は、所属職員を指揮掌握するとともに、個々の事案については、おおむね次の事項（人身安全対策課の幹部にあっては、(1)に定める事項）を指揮するものとする。

- (1) 処遇の方針を指示し、及び処遇の担当者を指定すること。
- (2) 強制措置及びその解除の時期、場所及び方法を指示すること。
- (3) 4の(2)に規定する呼出し並びに取調べ、質問又は面接の可否、時期、場所及び方法を指示すること。

6 本部長又は署長が直接指揮する事件

非行少年に係る事件のうち特異又は重要なものについては、3、4又は5の規定にかかわらず、奈良県警察捜査指揮規程（昭和33年12月奈良県警察本部訓令第10号）及び規則に定めるところにより、本部長又は署長が直接指揮するものとする。

7 少年事件選別主任者等

- (1) 少年の処遇の適正を図るため、少年課及び警察署に少年事件選別主任者（以下「選別主任者」という。）及び副少年事件選別主任者（以下「副選別主任者」という。）を置く。
- (2) 選別主任者は、少年課にあっては8に定める少年事件指導官を、警察署にあっては生活安全課長をもって充てる。
- (3) 副選別主任者は、少年課又は警察署の生活安全課の幹部警察官のうちから、能力、経験等を勘案し、少年課長又は署長がそれぞれ指定した者をもって充てる。
- (4) 署長等が4の(1)に掲げる事項を指名し、若しくは4の(2)から(5)までに掲げる事項を決定し、又は警察署等の幹部が5の(1)から(3)までに掲げる事項を指揮するに当たっては、その決定等の適正を期するための判断資料として、選別主任者に意見を聴くものとする。ただし、交通法令違反に係る犯罪少年事件（犯罪少年に係る事件をいう。以下同じ。）又は触法少年事件（触法少年に係る事件をいう。）

以下同じ。)及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷処罰法」という。)に規定する罪又は交通事故に係る刑法(明治40年法律第45号)に規定する罪に該当する犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該事件に係る少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。

- (5) 選別主任者は、措置の選別又は処遇上の意見の決定等に関して意見を述べるに当たっては、先入観にとらわれることなく、次に掲げる事項を総合的に判断して的確な選別を行い、その処理に誤りのあるものは是正させるものとする。

ア 事件の態様

イ 非行の動機及び原因

ウ 非行少年の再非行のおそれ

エ 非行少年の保護者の実情、当該少年の非行の防止及び立直りに向けての保護者の方針及び意向並びに関係機関、団体、ボランティアの意見等

- (6) 副選別主任者は、選別主任者を補佐するとともに、選別主任者に事故あるときは、選別主任者に代わって、(5)に定める職務を行うものとする。

8 少年事件指導官

- (1) 奈良県警察の組織に関する訓令(平成4年2月奈良県警察本部訓令第6号)第5条第1項に規定する少年事件指導官は、少年の特性に配慮した的確な非行少年に係る事件の捜査及び調査が行われるよう、同項に定めるもののほか、次の職務を行うものとする。

ア 犯罪少年事件のうち本部要指導事件(事件指導及び公判対策等推進要綱の制定について(平成6年9月例規第31号)に基づき、本部要指導事件として指定された事件のうち、少年事件をいう。以下同じ。)であるもの及び触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年課又は警察署の生活安全課の警察官が捜査又は調査を行うものについて、少年の特性に配意しつつ非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、当該事件の捜査主任官又は調査主任官等に対し、公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査要領その他の適正な捜査又は調査の遂行のために必要な指導及び助言を行うこと。

イ 犯罪少年事件のうち本部要指導事件であるもの及び触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、主として少年課又は警察署の生活安全課以外の警察官が捜査又は調査を行うものについて、当該事件主管課又は事件主管部内の指導官等(以下「各部指導官等」とい

う。)と密接な連絡を取り、各部指導官等によりアと同様の指導及び助言が的確に行われるようにすること。

ウ 奈良県警察捜査指揮規程に定める本部長指揮事件のうち、少年が関係する事件について、各部指導官等と密接な連絡を取るとともに、捜査主任官等の要請等に応じ、事件検討等に参画すること。

エ 7に規定する選別主任者及び副選別主任者に対して、少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査又は調査の指揮、措置の選別、処遇意見の決定等に関する必要な指導及び教養を行うこと。

(2) 署長は、本部要指導事件に該当し、警察本部の主管課長を通じて本部長に報告するときは、併せて少年事件指導官を通じて少年課長に通報するものとする。

第3 早期発見及び報告

1 早期発見

職員は、非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童については、その非行の防止又は保護のため、街頭補導（規則第7条第1項に規定する街頭補導をいう。以下同じ。）及び少年相談を適切に実施し、警察の各部門間の連携及び関係機関等との連携を図り、これらを早期に発見するように努めなければならない。

2 非行少年、被害少年、要保護少年又は児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の報告

(1) 職員は、非行少年又は児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年又は児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに次の事項について、人身安全対策課、少年課又は署少年担当係（警察署生活安全課において少年警察活動を担当する係をいう。以下同じ。）を経由して署長（警察本部の職員が少年警察活動により発見した場合にあっては、人身安全対策課長、少年課長又は派遣先の署長若しくは発見した場所を管轄する署長）に報告しなければならない。

ア 少年の氏名、年齢、住居及び職業（勤務先）又は在学する学校及び学年

イ 保護者の氏名、年齢、住居、職業及び少年との続柄

ウ 事案を発見した経緯及び事案の概要

エ 発見者の執った措置

オ その他必要と認められる事項

(2) 準用

(1)の規定は、職員がその取扱いに係る被害少年に第15に規定する支援を必要と認めた場合について準用する。この場合において、(1)のウ中「事案を発見した経

緯及び事案の概要」とあるのは「支援を必要と認めた理由」と、同エ中「発見者」とあるのは「支援を必要と認めた者」と読み替えるものとする。

(3) 報告様式等

ア 要保護少年、児童虐待を受けたと思われる児童及び被害少年に係る報告については、少年事案処理簿（別記様式第1）により行うものとする。

イ 犯罪少年事件に係る記録については、犯罪捜査規範第201条の定めるところによるものとする。

ウ 触法少年事件及びぐ犯少年事件（ぐ犯少年に係る事件をいう。以下同じ。）に係る記録については、規則第17条第2項及び第30条第3項の規定に基づく少年事件処理簿（少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「警察庁訓令」という。）別記様式第44号）により行うものとする。

3 不良行為少年を発見した場合の報告

不良行為少年に係る報告は、条例第9条第1項並びに奈良県少年補導に関する条例運用要領（奈良県少年補導に関する条例運用要領の制定について（平成18年6月例規第19号）別記。以下「条例運用要領」という。）第3の3の(1)及び(2)に定めるところによる。

4 非行少年の取扱い手続

警察官は、犯罪少年を発見し、又は少年警察補導員から引継ぎを受けたときは、犯罪検挙報告書又は少年事件の簡易送致について（平成17年8月例規第18号）に定める捜査報告書を、触法少年又はぐ犯少年を発見したときは、調査報告書（別記様式第2）を作成し、事件処理担当課（係）に引き継ぐものとする。

第4 街頭補導

1 街頭補導の効果的实施

(1) 街頭補導は、公園、駅、風俗営業の営業所、性風俗関連特殊営業の営業所、女子高校生に見せかけるなどしてサービスを提供するいわゆる「JKビジネス」の営業所、盛り場、深夜に営業する飲食店、インターネットカフェ、カラオケボックス、コンビニエンスストアその他の少年のたまり場となりやすい場所を重点とし、あらかじめ、日時、場所及び実施要領について計画を立て、組を編成して行う等効果的に実施するように努めるものとする。

(2) 少年警察ボランティア等と協力して街頭補導を実施するに当たっては、少年の年齢、性別、態度等に応じて、事情の聴取、注意、助言、指導等について職員が行うか少年警察ボランティア等が行うかを適切に判断し、街頭補導の効果があ

るようにするものとする。

2 街頭補導実施上の留意事項

街頭補導の実施に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 警察手帳、少年警察補導員手帳その他身分を証明するものを提示して自らの身分を明らかにすること。
- (2) 少年から事情を聴取し、又は注意、助言、指導等を行う場合には、人目につかないように配慮すること。
- (3) 公共の場所以外の施設等で街頭補導を行うときは、当該施設等の管理者の同意を得ること。

第5 少年相談

1 少年相談の取扱い

- (1) 警察本部における少年相談を受理するため、少年課に少年相談専用電話を設置する。
- (2) 本部長は、必要と認めたときは、警察署に少年相談専用電話を設置することができる。
- (3) 職員は、少年相談を受けたときは、これを懇切に受理した上、適切な処理を行わなければならない。
- (4) 少年相談を受理した職員は、奈良県警察苦情、相談等取扱要綱（平成13年5月奈良県警察本部訓令第9号）の規定に基づき適切に取り扱うものとする。

2 少年相談事案の引継ぎ

- (1) 警察本部において少年課に勤務する職員以外の職員が少年相談を受理したときは、その内容を聴取した上、人身安全対策課又は少年課に勤務する職員に当該少年相談に係る事案を引き継ぐものとする。ただし、当該事案を自ら処理することが適切であると認めた場合には、所属長に報告するとともに、人身安全対策課長又は少年課長に連絡した上で、自ら当該事案を処理することができるものとする。
- (2) 警察署において署少年担当係以外の職員が少年相談を受理したときは、その内容を聴取した上、署少年担当係に当該少年相談に係る事案を引き継ぐものとする。ただし、当該事案を自ら処理することが適切であると認めた場合には、署少年担当係を通じて署長に報告した上で、自ら当該事案を処理することができるものとする。
- (3) 職員は、(1)及び(2)の規定により少年相談に係る事案を引き継ぐときは、相談者に引継ぎ先、連絡方法その他必要な事項を説明し、理解を得るものとする。

3 少年相談上の留意事項

- (1) 少年相談の受理は、警察施設において行うほか、必要に応じて、関係者が気軽に出入りでき、又は落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮すること。
- (2) 少年相談に関連して、少年警察活動に属しない事案の相談を受理したときは、当該事案を処理する他の警察部門に引き継ぎ、又は他の機関若しくは団体を教示し、若しくは必要に応じて、これらに連絡すること。

第6 継続補導

1 継続補導の対象

職員は、次の少年について、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合には、保護者（当該少年が特定少年である場合にあっては、本人）の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する助言又は指導その他の補導を継続的に実施するものとする。

- (1) 少年相談に係る少年
- (2) 触法少年であって、少年法第6条の6第1項の規定により送致すべき者又は児童福祉法第25条の規定により通告すべき者に該当しないもの
- (3) 14歳未満のぐ犯少年であって児童福祉法第25条の規定により通告すべき者に該当しないもの
- (4) 不良行為少年

2 継続補導の取扱い

- (1) 1の(1)から(3)までに掲げる少年に対する継続補導については、次に定めるところにより実施するものとする。

ア 継続補導は、少年に対する助言、指導及びカウンセリング等を通じて行うものであり、専門的な知識及び技能を必要とし、継続的に実施することを要する活動であることから、原則としてサポートセンターにおいて実施するものとする。

イ 所属長は、所属において取り扱った少年について、継続補導を実施する必要があると認めたときは、継続補導票（別記様式第3）を作成の上、少年課長に送付するものとする。

ウ 少年課長は、イの規定による送付を受けたとき又は自己の所属において取り扱った少年について継続補導を実施する必要があると認めたときは、サポートセンターに配置された少年警察補導員又は警察官に継続補導を実施させるものとする。

エ ウの規定にかかわらず、少年課長が継続補導に係る少年の居住地とサポート

センターの所在地の距離その他の事情を勘案して、継続補導を当該少年の居住地を管轄する警察署又は他の警察署において実施させることが適切であると認めたときは、当該警察署の職員が継続補導を実施するものとする。

オ エの規定により、警察署の職員が継続補導を実施する場合には、サポートセンターと緊密な連携を保ち、専門的な事項についてサポートセンターの指導を受けるものとする。

カ ウ又はエの規定により継続補導を実施するときは、原則としてその都度、継続補導実施票（別記様式第４）を作成し、対応の経過を明らかにしておくものとする。

- (2) １の(4)に掲げる少年に対する継続補導の実施については、条例第24条及び条例運用要領の第３の６に定めるもののほか、(1)のアからオまでの規定を準用する。この場合において、(1)のイ中「少年」とあるのは「不良行為少年」と、「継続補導票を作成の上、少年課長」とあるのは「不良行為少年支援・継続補導票を少年課長」と、同ウ及びエ中「少年」とあるのは「不良行為少年」と読み替えるものとする。

3 学校関係者等との協力

規則第８条第４項の規定に基づき、保護者（継続補導を行おうとする少年が特定少年である場合にあっては、本人）の同意を得た上で、学校関係者その他の適当な者と協力して継続補導を実施するときは、少年のプライバシーに特に配慮するものとする。

第７ 少年の社会参加活動等

1 少年の社会参加活動

少年の規範意識の向上又は社会の一員としての意識の^{かん}涵養に資するための体験活動（以下「少年の社会参加活動等」という。）については、学校その他の関係機関等が実施する少年の健全な育成のための活動との役割分担に配慮するとともに、警察が有する少年警察活動に関する知識、経験その他の専門性を生かしつつ、公園の清掃、落書き消し等の環境美化活動、福祉施設の訪問、生産体験活動その他の社会参加活動及び警察署の道場等における少年柔剣道教室、スポーツ大会等の少年の居場所づくりに資する多種多様な活動を推進するものとする。

2 非行防止教室等の積極的開催その他規範意識醸成活動

少年警察部門においては、少年等を対象とする非行防止教室及び薬物乱用防止教室の開催又はその他の適切な方法により、少年の規範意識を啓発し、少年の非行及び犯罪被害を防止するよう努めるものとする。この場合において、職員は、学校そ

の他の関係機関等との協力の下にこれを行うものとする。

3 実施上の留意事項

少年の社会参加活動等の実施に当たっては、次に掲げる警察業務の専門性を生かして、効果的に実施するものとする。

- (1) 少年の心理その他の特性に関する知見
- (2) 少年の非行を防止するための手法に関する知見
- (3) 柔道、剣道等の指導に関する能力
- (4) その他少年警察活動に関する知見及び職員の能力

第8 情報発信

1 情報発信

- (1) 少年警察活動については、家庭、学校、地域社会と一体となって取り組むことが極めて重要であり、県民に少年の非行情勢や犯罪被害の実態を広く周知し、少年警察活動に対するより深い理解と積極的な協力を得るとともに、県民、関係機関、少年警察ボランティア等の自発的な活動を促し、支援するために、関係する情報の積極的な発信に努めるものとする。
- (2) 情報発信に際しては、いわゆる学校警察連絡協議会を始めとする関係機関と開催する協議会の場を活用して具体的な意見交換を行い、又は学校等の関係機関において開催する講習会等に積極的に協力し、警察における取組状況を説明するなど、少年警察活動に関する専門的な知識、技能、情報等が、関係機関等における少年の健全育成に向けた各種の活動に効果的に反映されるように配慮するものとする。

2 基礎資料の整備

署長は、情報発信その他少年の非行の防止と保護を図るための施策に資するため、おおむね次の事項について基礎的な資料を収集整備し、活用するものとする。

- (1) 少年の非行情勢
- (2) 非行集団及び不良行為グループの実態
- (3) 非行少年及び不良行為少年のたまり場の実態
- (4) 少年に有害な環境の実態
- (5) 少年警察活動に関係のある機関、団体及び少年警察ボランティア等のボランティアの状況
- (6) その他管内の状況に応じて必要と認められる事項

第9 有害環境の排除

1 有害環境の排除

少年課長及び署長は、規則第11条の規定に基づき、少年の心身に有害な影響を与えると認められる図書類（電磁的記録媒体を含む。）、玩具、広告物、営業その他の環境を認知したときは、法令の特別の定めによる場合のほか、当該有害環境について関係のある機関に適切な措置を執るよう連絡するなど、少年に有害な影響の排除のため適切な措置を執るものとする。

2 民間の自主的活動に対する配慮

少年課長及び署長は、1のほか、少年警察ボランティア等による街頭補導活動や有害図書等の自動販売機の撤去運動、20歳未満の者の飲酒及び喫煙を防止するための関係業者、業界団体のキャンペーン等の民間の自主的な活動を積極的に支援し、協力するものとする。

第10 非行少年全般についての活動

1 非行少年についての活動

(1) 非行少年に係る少年警察活動は、次のとおりである。

ア 犯罪少年事件の捜査

イ 触法少年事件の調査（以下「触法調査」という。）及びぐ犯少年事件の調査（以下「ぐ犯調査」という。）

ウ その他の必要な措置

(2) (1)のウに規定する措置は、関係機関に送致され、又は通告された非行少年については、当該機関における措置に委ねられることとなることを前提とした上で、個別の事件によっては、他機関における措置に委ねるまでにいくらかの時間的間隙が生じる場合があり、その間、当該少年について何の措置も執らない場合には、当該少年が極めて不安定な立場におかれるなど、当該少年の適切な処遇を妨げるおそれもあることから、本人又はその保護者への助言や学校等への連絡等、当該少年の適切な処遇に資するため必要な措置については、時機を失することなく行うものとする。

なお、これは少年の健全な育成を期して行われる任意の措置であり、これにより少年法第41条及び第42条に規定するいわゆる全件送致主義を没却することのないよう留意し、関係機関への送致又は通告は、アの捜査又はイの調査が終了した後、速やかに行うものとする。

2 少年事件の捜査及び調査の担当部門

(1) 少年課長又は署長は、犯罪少年事件の捜査又は触法調査及びぐ犯調査については、少年の特性に配慮しつつ、個々の少年の適正な処遇に努めなければならないことに鑑み、少年課又は署少年担当係に担当させるものとする。ただし、次のア

からキまでに該当する事件の捜査又は調査については、この限りでない。

ア 20歳以上の者の被疑者を主とする事件（20歳以上の者と少年の共同正犯事件であって、20歳以上の者が主導的な役割を演じているもののほか、少年が従犯として20歳以上の者の犯罪行為に加担している事件をいう。）に関連する犯罪少年事件

イ 少年法第20条第2項及び第62項第2項の規定により、原則として家庭裁判所から検察官に送致されることとなる犯罪少年事件

ウ 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪又は死刑若しくは無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る犯罪少年事件

エ 事件の内容が複雑かつ重要であり、他の部門に捜査させることが適当であると認められる犯罪少年事件

オ 交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る犯罪少年事件又は触法少年事件

カ 自動車運転死傷処罰法に規定する罪又は交通事故に係る刑法に規定する罪に該当する犯罪少年事件又は触法少年事件

キ アからカまでに掲げるもののほか、少年課長又は署長が少年課又は署少年担当係以外の係に担当させることが適切であると認める事件

- (2) 少年課長又は署長は、非行少年に係る事件の捜査又は調査を少年課又は署少年担当係以外の係に担当させる場合においても、少年の特性に配慮した捜査又は調査が行われるよう、少年事件選別主任者に対し、捜査又は調査の経過について常に把握させるとともに、必要があると認めるときは、少年の取調べを少年課又は署少年担当係の警察官に行わせることについても配慮するほか、捜査又は調査を行う警察官に対する指導教養、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 捜査又は調査に伴う措置

非行少年については、当該少年に係る事件の捜査又は調査のほか、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

4 年齢の確認

職員は、非行少年に係る事件の捜査又は調査に当たっては、刑法、少年法及び児童福祉法の適用に過誤のないようにするため、特に現在及び行為時における当該少年の正確な年齢を確認するものとする。

5 捜査又は調査上明らかにすべき事項

職員は、非行少年に係る事件について捜査又は調査を行うに当たっては、少年の健全な育成のためには非行等の事実の存否及びその内容の解明が前提となることをよく認識し、おおむね次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 事件の存否及び態様
- (2) 事件の動機及び原因
- (3) 少年の性格、経歴、行状及び教育程度
- (4) 少年の家庭、学校及び職場の状況並びに交友関係
- (5) 少年の住居地の環境
- (6) 少年の非行の防止及び立直りに協力することができると認められるボランティアの有無

6 捜査又は調査上の留意事項

非行少年に係る事件について、捜査又は調査を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たらなければならない。
- (2) 少年の特性を考慮して、他人の耳目に触れないようにし、言動に注意するなど、温情と理解をもって当たり、少年の心情を傷つけないように努めなければならない。
- (3) 関係機関への送致又は通告の措置を執るべきかどうかを決定し、非行少年の処遇並びに当該少年の健全な育成及び立直りに資するために必要な限度にとどめ、みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないようにすること。
- (4) 少年の保護者その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めること。
- (5) 先入観にとらわれ、又は推測にわたることなく、正確な資料を収集すること。
- (6) 少年の健全な育成及び被害者の心情に配慮し、捜査又は調査は迅速に行うこと。

7 関係機関との連絡

捜査又は調査を行うに当たっては、あらかじめ本部長又は署長の指揮を受けるとともに、次の事項に留意するものとする。

- (1) 犯罪少年事件の捜査を行うに当たって必要があるときは、家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡を密にすること。
- (2) 触法調査及びぐ犯調査を行うに当たっては、特に家庭裁判所及び児童相談所との連絡を密にしつつ、これを進めること。

8 広報上の留意事項

- (1) 犯罪少年事件又は触法少年事件に関し、新聞その他の報道機関に発表を行うときは、本部長若しくは署長又はこれらの指定する者が当たるものとする。
- (2) 犯罪少年事件については、当該少年の氏名、住居のほか、学校名、会社名等その者を推知させるような事項を新聞その他の報道機関に発表しないものとする。
- (3) 少年の写真は提供してはならない。
- (4) (2)及び(3)の規定は、特定少年のときに犯した罪に係る事件であって当該罪により公訴を提起された者にかかるもの（略式命令の請求がされたものを除く。）については適用しない。
- (5) 触法少年事件については、その性質上、報道機関への発表は、特に慎重に判断するものとし、発表する場合においては、(2)及び(3)の規定を準用する。

9 措置の選別及び処遇意見

- (1) 非行少年については、関係機関への送致又は通告の措置を執るべきか、犯罪少年事件の送致を通常送致又は簡易送致（犯罪捜査規範第214条第1項の規定による送致をいう。以下同じ。）のいずれかによるべきか、送致又は通告の措置を執る場合においてはいずれの機関に行うべきかを的確に選別するものとする。
- (2) 非行少年に係る事件について関係機関への送致（簡易送致を除く。）又は通告の措置を執る場合においては、最も適切と認められる処遇上の意見を付すものとする。
- (3) (1)及び(2)の規定による措置の選別及び処遇上の意見の決定に当たっては、おおむね第2の7の(5)のアからエまでに掲げる事項を勘案して行うものとする。この場合において、ウに掲げる事項については、捜査又は調査の結果から客観的に判断するものとする。
- (4) 犯罪少年事件における通常送致と簡易送致の選別に当たっては、罪種や被害の程度等の形式的な要件のみで判断することなく、犯罪の原因及び動機、当該事件に係る少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から再犯のおそれ等を総合的に判断するものとする。

10 送致又は通告に関する留意事項

非行少年に係る事件を関係機関に送致し、又は通告するに当たっては、必要に応じ、当該少年及びその保護者又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）に対して、送致又は通告の趣旨について説明し、及び今後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致し、又は通告する少年について、将来における非行のおそれと認められるときは、送致先又は通告先の機関において、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置が執ら

れるように連絡するものとする。

第11 犯罪少年事件の捜査

1 強制措置等の制限

(1) 少年の被疑者（第11の1、2（(4)を除く。）、3（(3)を除く。）、4及び8において「少年」という。）については、できる限り、逮捕、留置その他の強制の措置を避けるものとする。

(2) 逮捕、留置その他の強制の措置を決定し、又はこれらの強制の措置を執行する場合においては、おおむね次の事項に留意するものとする。

ア 少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断すること。

イ 留置する場合には、少年法第49条第1項及び第3項並びに奈良県警察被留置者の留置に関する訓令（平成19年7月奈良県警察本部訓令第19号。以下「訓令」という。）第25条第1項の規定に基づき、20歳以上の者と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。ただし、訓令第25条第2項の規定に該当する者については、この限りでない。

ウ 留置したときは、原則として、速やかにその保護者等に連絡すること。

エ 強制の措置を執行する時期、場所、方法等について慎重に配意し、少年の心情を傷つけることのないようにすること。

2 呼出し上の留意事項

(1) 捜査のため、少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状（犯罪捜査規範別記様式第7号）の送付その他適当な方法により、出頭すべき日時、場所、要件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において、少年又は重要な参考人の呼出しについては、本部長又は署長に報告し、その指揮を受けなければならない。

(2) 捜査のために少年を呼び出す場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、保護者等と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

(3) 捜査のために少年を呼び出す場合においては、次の事項に留意し、少年が無用な不安を抱かないよう配意するものとする。

ア 学校若しくは職場に直接呼出しの連絡をすること又は少年の授業中若しくは就業中に呼び出すことは、できる限り避けること。

イ 制服を着用した警察官が呼出しに行くことは、できる限り避けること。

ウ 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、職員が家庭に出向くこと又は警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮すること。

エ 呼出しは、保護者の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど協力と信頼を得られるよう努めること。

(4) 捜査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、(1)から(3)までに掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。

(5) 捜査のため、少年の保護者等を呼び出す場合においては、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。

3 取調べ上の留意事項

(1) 少年の取調べを行う場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、保護者等と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

(2) 少年の取調べを行う場合においては、次の事項に留意するものとする。

ア 取調べの場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。

イ 取調べの時刻は、できる限り、少年の授業中若しくは就業中又は夜間遅い時刻を避けるとともに、取調べの時間が長くなりすぎないようにすること。

ウ やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者等その他適切な者（少年の在学する学校の教員、少年を雇用する雇用主等をいう。以下同じ。）を立ち会わせること。

エ 取調べに当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いるとともに、少年の話のよい聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立直りに資するように努めること。

オ 取調べを終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去

し、信頼を得られるように努めること。

- (3) 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者等その他適切な者の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。

4 指掌紋の採取等

- (1) 少年の指掌紋の採取及び写真の撮影は、身体の拘束を受けていない少年については、犯罪捜査のため必要やむを得ない場合において、本人の承諾を得たときに限り行うものとし、あわせて当該少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について慎重に配慮するものとする。
- (2) 少年についての指掌紋の採取及び写真の撮影の要領の細部については、少年被疑者等の指掌紋採取及び写真撮影要領（少年被疑者等の指掌紋採取及び写真撮影要領の制定について（平成14年12月例規第72号）別記）に定めるところによる。

5 親告罪等に関する措置

- (1) 親告罪である少年の犯罪について告訴がなされないことが明らかになった場合であっても、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年事件として関係機関に送致することを考慮して所要の措置を執るものとする。
- (2) (1)の場合においては、みだりに被害者等と呼び出す等被害者等の心情に反する措置を執ることを避けるものとし、当該少年に係る事件を送致するときには、被害者等が送致先の機関によってみだりに呼び出されることのないよう当該機関に連絡することに留意するものとする。
- (3) 少年が、親族であるため刑の免除される罪又は請求を待って論ずる罪を犯した場合についても、(1)及び(2)の例によるものとする。

6 犯罪少年事件に関する書類の作成

- (1) 職員は、犯罪少年事件の捜査をしたときは、その状況を明らかにするため、供述調書（甲）（司法警察職員捜査書類基本書式例（平成12年最高検企第54号。以下「基本書式例」という。）様式第8号）、供述調書（乙）（基本書式例様式第9号）、身上調査表（犯罪捜査規範別記様式第21号）、非行歴照会結果捜査報告書（別記様式第5）、補導歴照会結果捜査報告書（別記様式第6）その他必要な書類を作成するものとする。
- (2) 犯罪少年事件を検察官又は家庭裁判所に送致するときは、(1)により作成した書類のほか、少年事件処分結果通知書（別記様式第7）を作成し、少年事件送致書（基本書式例様式第55号又は犯罪捜査規範別記様式第20号）に添付するものとする。

- (3) 犯罪少年事件を簡易送致する場合における書類の作成等については、少年事件の簡易送致についてに定めるところによる。

7 所持不適當物件の措置

- (1) 犯罪少年事件の捜査に当たって、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件（以下「所持不適當物件」という。）を当該少年が所持していることを発見したときは、法令の規定により押収する場合を除き、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させる等当該少年が当該所持不適當物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合において、当該所持不適當物件の措置のてん末を明らかにするため、所持不適當物件措置票（別記様式第8）を作成するものとする。
- (2) 所持不適當物件が条例第8条第1項に定める物件に該当するときは、(1)の後段の規定にかかわらず、条例第8条、奈良県少年補導に関する条例施行規則（平成18年6月奈良県公安委員会規則第8号。以下「条例施行規則」という。）第3条及び条例運用要領第3の4に定めるところにより措置するものとする。

8 余罪の捜査

少年に関する余罪の捜査に当たっては、当該少年の内省を促し、その立直りを図るとともに、将来における非行のおそれの判断に資するように配意し、迅速的確に行わなければならない。

第12 触法調査

1 触法調査の基本

- (1) 触法調査については、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。
- (2) 触法調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することに鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない。

2 触法調査を行うことができる職員

- (1) 本部長は、少年警察補導員のうちから、次に掲げる事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有する者として認める者を少年法第6条の2第3項に規定する職員として指定することができる。

ア 可塑性に富むことその他の低年齢少年一般の特性

イ 発達障害その他の特別な事情を持つ少年の特性

ウ 低年齢少年の特性を踏まえた質問その他の調査要領

- (2) (1)に規定する職員は、3に規定する調査主任官その他の上司である警察官の命を受け、触法少年事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。

3 調査主任官

- (1) 本部長又は署長は、個々の触法調査につき、調査主任官を指名し、次に掲げる職務を行わせるものとする。

ア 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。

イ 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。

ウ 調査方針を立てること。

エ 調査に従事する者に対し、調査の状況に関し報告を求めること。

オ 調査の適正な遂行及び当該調査に係る少年の自殺その他の事故の防止について調査に従事する者に対する指導教養を行うこと。

カ 家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡調整を行うこと。

キ アからカまでに掲げるもののほか、本部長又は署長から特に命じられた事項

- (2) 本部長又は署長は、(1)の規定により調査主任官を指名する場合には、当該事件の内容並びに所属の職員の調査能力、知識経験及び職務遂行の状況を勘案し、(1)に規定する職務を的確に行うことができると認められる警部補以上の警察官を指名しなければならない。

- (3) 調査主任官が交代する場合には、関係書類、証拠物等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

- (4) 調査主任官を指名するときは、調査主任官指名簿（別記様式第9）に所定の事項を記載し、指名者において押印した後、指名を受けた者が確認の押印をするものとする。

4 付添人の選任等

- (1) 触法少年であると疑うに足る相当の理由のある者（第12の4、5（(4)を除く。）、6（(4)を除く。）、8、13、15、16及び18において「少年」という。）又は保護者に対しては、付添人（少年法第6条の3に規定する付添人をいう。以下同じ。）に関する制度について、分かりやすく説明するほか、必要に応じて関係機関等についての紹介、助言等を行うことに配慮するものとする。

- (2) 付添人の選任については、付添人を選任することができる者（(1)の少年及び保護者をいう。）又は付添人から両者が連署した付添人選任届（以下「選任届」という。）を差し出させるものとする。この場合において、選任届を受理した者は、当該事件の調査に従事している警察官に対し、当該選任届を確実に引き継がなければならない。

5 呼出し上の留意事項

- (1) 触法調査のため、少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状（警察庁訓令別記様式第39号）の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において、少年又は重要な参考人の呼出しについては、本部長又は署長に報告して、その指揮を受けなければならない。
- (2) 少年を呼び出す場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれが著しいとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれが著しいときその他連絡することが当該少年の福祉上著しく不適当であると認められるときは、この限りでない。
- (3) 少年を呼び出す場合においては、次に掲げる事項に留意し、少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するものとする。
- ア 夜間に呼び出すことは、やむを得ない場合を除き避けること。
- イ 制服を着用した警察官が呼び出しに行くことは、やむを得ない場合を除き、避けること。
- ウ 学校に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り避けること。
- エ 少年の授業中に呼び出すことは、できる限り避けること。
- オ 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、調査に従事する職員が家庭へ出向くこと又は警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮すること。
- カ 呼出しは、保護者の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど協力と信頼を得られるように努めること。
- (4) 触法調査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、(1)から(3)までに掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。
- (5) 触法調査のため、少年の保護者等を呼び出す場合においては、当該保護者等が当該少年の非行に関して、警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。

6 質問上の留意事項

- (1) 少年に質問を行う場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。

ただし、連絡することにより、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれが著しいとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれが著しいときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

- (2) 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者等その他適切な者の立会いについて配慮するものとする。

- (3) 少年に質問を行う場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 質問に当たっては、やむを得ない場合を除き、夜間に質問すること及び長時間にわたり質問することを避けなければならないこと。

イ 質問の場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。

ウ 質問に当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。

エ 質問に当たっては、少年の話のよい聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立直りに資するよう努めること。

オ 質問に当たっては、少年に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を当該少年の年齢等に応じて分かりやすく告げること。

カ 質問を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。

- (4) 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者等その他適切な者の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。

7 犯罪の疑いがある場合の措置

犯罪の疑いがある事案については、触法少年事件である可能性が高い場合であっても、犯罪としての捜査を尽くすものとする。特に、殺人、強盗等の重要な事件については、明らかに低年齢少年による行為と認められる場合であっても、共犯関係にある者が存在する可能性があることに留意するものとする。

8 強制の措置等

- (1) 触法調査においては、できる限り、強制の措置を避けるものとする。
- (2) 強制の措置を決定する場合においては、少年の年齢、性格、非行歴、事件の内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に配意し、少年の心情を傷つけることのないよう配意するものとする。
- (3) 触法調査に係る搜索、差押、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の請求は、刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年7月奈良県公安委員会規則第3号）第2条に定める司法警察員がこれを請求するものとする。ただし、やむを得ないときは、他の司法警察員たる警察官が請求しても差し支えない。
- (4) (3)の令状を請求するに当たっては、順を経て本部長又は署長に報告し、その指揮を受けなければならない。ただし、急速を要し、指揮を受けるいとまのない場合には、請求後速やかに、その旨を報告するものとする。
- (5) (3)の令状を請求したときは、令状請求簿（警察庁訓令別記様式第45号）により、請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

9 還付公告等

- (1) 署長は、押収物の還付を受けるべき者の所在が判らないため、又はその他の事由によって、その物を還付することができない場合には、警察署の掲示場に押収物還付公告（別記様式第10）により、次に掲げる事項を14日間掲示して公告するものとする。この場合において、奈良県警察証拠物件保存簿（触法調査）（別記様式第11。以下「保存簿」という。）に所定の事項を記載しておかなければならない。

ア 少年法第6条の5第2項の規定により公告する旨

イ 警察署の名称

ウ 事件名及び押収番号

エ 品名及び数量

オ 公告の初日及び末日の年月日

- (2) (1)の場合において、署長は、押収物が著しく高額かつ貴重なもの、特に由緒のあるもの等であって、特に権利者の権利回復の必要性が高いと認めるときは、(1)の期間を延長して公告することができるものとする。
- (3) (1)又は(2)の規定による公告をしたときから6か月以内に還付の請求がないときは、当該物件の所有権は、県に帰属する。この場合において、署長は、触法調査押収物件県帰属調書（別記様式第12）を作成し、当該書面とともに当該物件を

奈良県会計規則（平成7年3月奈良県規則第67号）第2条に定めるかい長（以下「かい長」という。）に引き継ぎ、保存簿に所定の事項を記載しておかなければならない。

- (4) 署長は、(3)の期間内においても、価値のない物は、これを廃棄し、保管に不便な物は、これを公売してその代価を保管することができる。この場合においては、犯罪捜査規範第113条第1項に定める事項に注意するとともに、廃棄処分書（警察庁訓令別記様式第42号）又は換価処分書（警察庁訓令別記様式第43号）を作成し、及び保存簿に所定の事項を記載しておかなければならない。
- (5) (3)の後段の規定により引継ぎを受けたかい長は、奈良県会計規則の定める手続により処理しなければならない。この場合において、県歳入するときの歳入科目は、「款、諸収入」、「項、雑入」、「目、雑入」、「節、雑入」とする。

10 触法調査における公務所等への照会

触法調査における照会の手続等については、次の(1)から(6)までに規定するもののほか、その性質に反しない限り、奈良県警察捜査関係事項照会要領の制定について（平成12年1月例規第2号）の例による。

- (1) 少年法第6条の4第3項の規定に基づく公務所又は公私の団体（以下「公務所等」という。）への照会については、触法調査関係事項照会書（警察庁訓令別記様式第26号）又は身上調査照会書（警察庁訓令別記様式第28号）（以下「照会書」という。）により行うものとする。
- (2) 照会書の配分を受けた少年課長又は署長は、暦年ごとに奈良県警察行政文書管理規程（平成14年3月奈良県警察本部訓令第7号。以下「行政文書管理規程」という。）第25条に定める所属記号を冠記した一連番号を付すとともに、照会書の種別ごとに照会書管理簿（別記様式第13）を作成し、管理するものとする。
- (3) 少年課長又は署長は、照会書の適正な保管・管理を行うため、少年課にあっては次席を、警察署にあっては副署長又は次長を照会書管理者（以下「管理者」という。）に指定するものとする。
- (4) 管理者は、一連番号を付した照会書をあらかじめ、少年課にあっては少年事件指導官に、警察署にあっては生活安全課長に配分しておくことができるものとする。この場合において、管理者は照会書管理簿に所要の事項を確実に記載しておかなければならない。
- (5) 照会書の作成に当たっては、必ず副本（正本を複写機により複写したものをいう。以下同じ。）を作成し、公印の押印を受ける際に正本と契印しなければならない。この場合において、副本については、照会書の種別ごとに照会書控簿（別

記様式第14)を作成し、当該簿冊にこれをとじて、少年課にあっては少年事件指導官が、警察署にあっては生活安全課長が一元的に保管・管理を行うものとする。

- (6) 照会書には、少年課長又は署長の決裁後、行政文書管理規程第25条に定める所属記号及び触法調査関係事項照会書にあっては「(触照)」の記号を、身上調査照会書にあっては「(触身)」の記号を簡記した照会書控簿の番号欄に記載する番号を文書番号として付さなければならない。

11 強制捜査の後に触法少年事件であることが判明した場合の措置

- (1) 逮捕した少年の行為が14歳未満の時に行われたものであることが明らかになった場合は、直ちに釈放しなければならない。
- (2) (1)の規定により、身柄を釈放する場合においては、逮捕手続書及び弁解録取書を作成し、逮捕手続の過程を明確にするほか、釈放の理由を捜査報告書等により明らかにしておくものとする。この場合において、逮捕手続書には、既に釈放した旨を記載するものとする。
- (3) 搜索等により証拠品を差し押さえた後、触法少年事件であることが判明した場合には、直ちに証拠品の還付手続を開始しなければならない。この場合において、還付手続中又は還付した物件を引き続き必要とするときは、16の規定により措置するものとする。
- (4) 被疑者の年齢が判明しないため、既にその事件について逮捕、搜索、差押等の令状の発付を得ている場合であって、捜査の過程において触法少年事件であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。

12 児童相談所長への送致

触法調査の結果、当該事件を児童相談所長に送致する場合は、規則第22条（同条第1項第2号を除く。）、第23条及び第24条の定めるところにより行うものとする。

13 児童相談所への通告

- (1) 触法調査の過程において、当該少年が要保護児童（児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者をいう。）であり、直ちに児童相談所に通告する必要があると認められた場合は、児童通告書（警察庁訓令別記様式第37号）により児童相談所に通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがないと認められる場合は、口頭又は電話により通告し、事後遅滞なく児童通告通知書（警察庁訓令別記様式第37号の2）を作成し、送付するものとする。
- (2) 触法調査の結果、当該事件を児童相談所に通告する場合は、規則第22条（同条

第1項第1号を除く。)及び警察職員の職務等に関する規則第3条の定めるところにより行うものとする。

14 触法少年事件に関する書類の作成

- (1) 職員は、触法調査をしたときは、その状況を明らかにするため、調査報告書、非行歴照会結果調査報告書（別記様式第15）、補導歴照会結果調査報告書（別記様式第16）その他必要な書類を作成するほか、必要に応じて、申述書（警察庁訓令別記様式第3号）若しくは答申書（任意様式）を作成し、又は徴するものとする。
- (2) 触法少年事件を送致するときは、(1)により作成し、又は徴した書類のほか、身上調査表（警察庁訓令別記様式第46号）、通告等児童措置結果通知書（別記様式第17）を作成し、触法少年事件送致書（警察庁訓令別記様式第32号）に添付するものとする。この場合において、少年法第6条の6第2項の規定により、家庭裁判所に証拠物を送付するときは、必要な書類を作成し、証拠物送付書（警察庁訓令別記様式第34号）に添付するものとする。
- (3) 触法少年を通告するときは、調査概要結果通知書（警察職員の職務等に関する規則別記様式）及び通告等児童措置結果通知書を作成し、児童通告書又は児童通告通知書に添付するものとする。

15 少年の一時保護に係る留意事項

児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、少年を一時保護する場合には、次の事項に留意するものとする。

- (1) 保護にふさわしい部屋を使用するものとし、鍵をかける場合は、少年の行動範囲がなるべく広くなるよう配慮すること。
なお、一時保護に留置施設の居室を使用してはならない。
- (2) 少年が負傷し、自殺し、又は逃走することがないように注意するとともに、少年が火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意すること。
- (3) 速やかにその保護者等に一時保護した旨を連絡すること。ただし、児童虐待を受けた児童を一時保護した場合において、児童虐待の防止等に関する法律第12条第3項の規定により、児童相談所長が当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしないこととしたときは、この限りでない。

16 証拠物件の措置

- (1) 触法少年事件の証拠物件及び少年法第24条の2第1項の各号のいずれかに該当する物件については、少年法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法

の規定に基づき措置を講ずるものとする。この場合において、作成する関係書類の様式については、警察庁訓令等の定めるところによるものとする。

- (2) 少年と他の被疑者とが共犯関係にある場合は、当該少年が所持する物件を、他の被疑者に関する捜査上の手続により押収することができる。
- (3) 触法調査のため、法令の規定により押収した物件の取扱い及び保管については、当該物件を奈良県警察証拠物件取扱要領（奈良県警察証拠物件取扱保管要領の制定について（平成12年12月例規第56号）別記。以下「証拠物件取扱保管要領」という。）第3の(1)に規定する証拠物件とみなして、証拠物件取扱保管要領の規定を適用する。この場合において、証拠物件取扱保管要領第5の1中「奈良県警察証拠物件保存簿」とあるのは「奈良県警察証拠物件保存簿（触法調査）」と、証拠物件取扱保管要領第9の4中「司法警察職員捜査書類基本書式例（平成12年3月30日付け最高検企第54号検事総長指示）様式第34号の1から第34号の7までに定める荷札、レッテル、袋等」とあるのは「警察庁訓令別記様式第13号の1から別記様式第13号の7までに定める荷札、レッテル、袋等」と、証拠物件取扱保管要領第16の2中「捜査事故簿（犯罪捜査規範別記様式第23号）」とあるのは「調査事故簿（警察庁訓令別記様式第47号）」とする。

17 所持不相当物件の措置

第11の7の規定は、所持不相当物件を触法少年が所持していることを発見したときについて準用する。この場合において、第11の7の(1)中「犯罪少年事件」とあるのは「触法少年事件」と、「捜査」とあるのは「調査」と読み替えるものとする。

18 指掌紋の採取等

少年についての指掌紋の採取及び写真の撮影については、少年被疑者等の指掌紋採取及び写真撮影要領に定めるところによる。

19 指導教養

少年課長又は署長は、触法調査に従事する者に対し、低年齢少年の特性その他の職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行うものとする。

第13 ぐ犯調査

1 ぐ犯調査の基本

- (1) 犯罪の捜査、触法調査、少年相談その他の活動において、ぐ犯少年と認められる者（第13の1、4、10、11及び12において「少年」という。）を発見した場合は、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。
- (2) ぐ犯調査を行うに当たっては、少年の心理、生理その他の特性に鑑み、特に他

人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

2 ぐ犯調査を行うことができる職員

- (1) 第12の2の(1)の規定により本部長が指定した職員は、3に規定する調査主任官その他の上司である警察官の命を受け、ぐ犯少年事件の事実、原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等について調査を行うことができる。
- (2) 本部長は、(1)に定める職員がぐ犯調査を行うに当たり、当該職員に対し、ぐ犯調査に係る職務の遂行に必要な指導教養をあらかじめ行うものとする。

3 調査主任官

- (1) 本部長又は署長は、調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定、関係機関との連絡調整その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務を行わせるため、個々のぐ犯調査につき、調査主任官を指名するものとする。
- (2) 本部長又は署長は、(1)の規定により調査主任官を指名する場合には、当該事件の内容並びに所属の職員の調査能力、知識経験及び職務遂行の状況を勘案し(1)に規定する職務を的確に行うことができると認められる警部補以上の警察官を指名しなければならない。
- (3) 調査主任官が交代する場合には、関係書類等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。
- (4) 本部長又は署長は、調査主任官を指名したときは、調査主任官指名簿（別記様式第18）に所定事項を記載し、指名者において押印した後、指名を受けた者が確認の押印をするものとする。

4 呼出し及び質問上の留意事項

ぐ犯調査のための呼出し及び質問については、次の(1)から(3)までに規定するもののほか、その性質に反しない限り、第12の5及び6の例による。

- (1) ぐ犯調査のため、少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件、その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。
- (2) 少年を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれが著しいときその他連絡することが当該少年の福祉上著しく不適当であると認められるときは、この限りでない。

- (3) 少年を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年の心情を理解するとともに、呼出しを行う場所、時期、方法等について配慮し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。

5 低年齢少年に係るぐ犯調査における配慮

低年齢少年に係るぐ犯調査については、次の(1)及び(2)に規定するもののほか、その性質に反しない限り、第12の5及び6の例による。

- (1) 低年齢少年に係るぐ犯調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することに鑑み、少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない。
- (2) 低年齢少年であってぐ犯少年と認められるものを呼び出し、質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、やむを得ない場合を除き、夜間に呼び出し、質問すること、長時間にわたり質問すること及び他人の耳目に触れるおそれがある場所において質問することを避けなければならない。

6 ぐ犯調査における公務所等への照会

第12の10の規定は、ぐ犯調査における照会の手続等について準用する。この場合において、第12の10中「触法調査」とあるのは「ぐ犯調査」と、同10の(1)中「触法調査関係事項照会書（警察庁訓令別記様式第26号）」とあるのは「ぐ犯調査関係事項依頼書（警察庁訓令別記様式第27号）」と、「身上調査照会書（警察庁訓令別記様式第28号）」とあるのは「身上調査依頼書（警察庁訓令別記様式第29号）」と、「照会書」とあるのは「依頼書」と、同(2)中「照会書」とあるのは「依頼書」と、「奈良県警察行政文書管理規程（平成14年3月奈良県警察本部訓令第7号。以下「行政文書管理規程」という。）」とあるのは「行政文書管理規程」と、「照会書管理簿（別記様式第13）」とあるのは「依頼書管理簿（別記様式第19）」と、同(3)中「照会書」とあるのは「依頼書」と、「照会書管理者」とあるのは「依頼書管理者」と、同(4)中「照会書」とあるのは「依頼書」と、「照会書管理簿」とあるのは「依頼書管理簿」と、同(5)中「照会書」とあるのは「依頼書」と、「照会書控簿」（別記様式第14）」とあるのは「依頼書控簿（別記様式第20）」と、同(6)中「照会書」とあるのは「依頼書」と、「触法調査関係事項照会書」とあるのは「ぐ犯調査関係事項依頼書」と、「（触照）」とあるのは「（ぐ照）」と、「身上調査照会書」とあるのは「身上調査依頼書」と、「（触身）」とあるのは「（ぐ身）」と、「照会書控簿」とあるのは「依頼書控簿」と読み替えるものとする。

7 家庭裁判所への送致

ぐ犯調査の結果、当該事件を家庭裁判所へ送致する場合は、規則第33条（同条第1項第2号及び第3号を除く。）の定めるところにより行うものとする。

8 児童相談所への通告

第12の13の規定は、ぐ犯少年事件の通告について準用する。この場合において、第12の13の(1)中「触法調査」とあるのは「ぐ犯調査」と、同(2)中「触法調査」とあるのは「ぐ犯調査」と、「規則第22条（同条第1項第1号を除く。）」とあるのは「規則第33条（同条第1項第1号を除く。）」と読み替えるものとする。

9 ぐ犯少年事件に関する書類の作成

第12の14の(1)、(2)の前段及び(3)の規定は、ぐ犯少年事件に関する書類の作成について準用する。この場合において、第12の14の(1)中「触法調査」とあるのは「ぐ犯調査」と、同(2)の前段中「触法少年事件」とあるのは「ぐ犯少年事件」と、「通告等児童措置結果通知書（別記様式第17）」とあるのは「少年事件処分結果通知書」と、「触法少年事件送致書（警察庁訓令別記様式第32号）」とあるのは「ぐ犯少年事件送致書（警察庁訓令別記様式第33号）」と、同(3)中「触法少年」とあるのは「ぐ犯少年」と、「調査概要結果通知書（警察職員の職務等に関する規則別記様式）及び通告等児童措置結果通知書」とあるのは「(1)により作成し、又は徴した書類のほか、通告等児童措置結果通知書」と読み替えるものとする。

10 ぐ犯少年についての緊急措置

- (1) ぐ犯少年として家庭裁判所の審判に付すべきであると認められる少年を緊急に保護しなければならない状態にあつて、その補導上必要があると認められる場合においては、電話その他の方法により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報するものとする。
- (2) ぐ犯少年に対して少年法第13条第2項の規定により同行状を執行した場合において、警察署に留め置く必要があるときは、一時保護に準じて取り扱うものとし、第12の15に掲げる事項に留意するものとする。

11 少年の一時保護に係る留意事項

児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、少年を一時保護する場合においては、第12の15に掲げる事項に留意するものとする。

12 審判に必要な物件等の措置

- (1) 少年が、少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持しているときは、その同意を得た上で、一時これを預かるものとする。この場合には、預り書（別記様式第21）を作成するほか、保護者等の申述書等を作成する等物件の預かりのてん末を明らかにして

おくものとする。

- (2) 少年以外の者が、少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件を所持している場合等で、事件処理のため特にその物件を必要とするときは、所有者等の協力を得て、任意差出書（別記様式第22）の作成とともにその物件の提出を求めるものとする。

- (3) (1)又は(2)の場合において、被害者その他権利者に物件を返還する場合は、受領書（別記様式第23）を徴するものとする。

13 所持不適當物件の措置

第11の7の規定は、所持不適當物件をぐ犯少年が所持していることを発見したときについて準用する。この場合において、第11の7の(1)中「犯罪少年事件」とあるのは「ぐ犯少年事件」と、「捜査」とあるのは「調査」と読み替えるものとする。

14 指導教養

少年課長又は署長は、ぐ犯調査に従事する者に対し、職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行うものとする。

第14 不良行為少年の補導

不良行為少年の補導については、条例、条例施行規則及び条例運用要領の定めるところによる。

第15 被害少年に係る活動

1 被害少年に対する支援

- (1) 被害少年については、現場における適切な助言、関係機関の紹介、再び被害にあうことを防止するための助言又は指導を行う等必要な支援を実施するものとする。
- (2) (1)に定めるもののほか、被害少年について、その精神的打撃の軽減を図るため特に必要と認められるときは、保護者（当該少年が特定少年である場合にあっては、本人）の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言その他の継続的な支援を実施するものとする。
- (3) (2)に規定する継続的な支援を実施するに当たっては、臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性に留意するものとする。
- (4) (2)に規定する継続的な支援について、その適切な実施のため必要があるときは、保護者の同意を得た上で、これを学校関係者その他の適切な者と協力して実施するものとする。この場合において、少年のプライバシーに特に配慮するものとする。
- (5) 被害少年に対する支援の実施に当たっては、必要に応じて、警務部県民サービ

ス課との連携に留意するものとする。

2 報道発表上の留意事項

少年が被害者である事件について、新聞その他の報道機関に発表を行うときは、被害少年のプライバシーに十分に配慮するものとする。

3 記録

1 に規定する被害少年に対する支援を行うときは、少年事案処理簿を作成し、事案の処理状況を明らかにするものとする。

第16 福祉犯に係る活動

1 福祉犯の取締り

福祉犯事件を認知した場合においては、時機を失することなく、捜査を行うものとする。この場合において、少年課長又は署長は、少年課又は警察署の生活安全課以外の警察官が行う福祉犯事件の捜査についても、少年課又は警察署の生活安全課の警察官が捜査し、又は調査している事件と密接な関係がある場合等においては、必要に応じ、少年課又は警察署の生活安全課の警察官に捜査させるよう配慮するものとする。

2 福祉犯の被害少年の保護等

- (1) 福祉犯の被害少年については、当該福祉犯に係る捜査、第15の1に規定する支援のほか、当該少年が再び被害に遭うことを防止するため保護者、学校関係者その他の関係者に配慮を求めるものとする。
- (2) 少年課長又は署長は、同種の福祉犯の発生を防止するため必要と認められるときは、関係行政機関に対して連絡し、関係者による再発防止のための取組を促し、又は地域住民に対する広報啓発を行う等必要な措置を執るものとする。

第17 要保護少年に係る活動

1 児童相談所への通告

- (1) 職員は、18歳未満の要保護少年について、少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適當であると認められるときは、児童通告書又は口頭若しくは電話により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭又は電話により通告したときは、その内容を記録した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする。
- (2) (1)の場合において、児童通告書又は児童通告通知書を送付するときは、通告等児童措置結果通知書を作成し、当該児童通告書又は児童通告通知書に添付しておくものとする。
- (3) 職員は、(1)の通告を行わない要保護少年についても、その保護者等に対する

助言、学校への連絡その他必要な措置を執るものとする。

2 一時保護

職員は、児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、要保護少年を一時保護する場合においては、第12の15に掲げる事項に留意するものとする。

3 記録

職員は、児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年事案処理簿に事案の処理の状況を記載するものとする。

第18 児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動

1 児童相談所への通告等

- (1) 第17の規定は、児童虐待を受けたと思われる児童の通告等について準用する。

この場合において、第17の1の(1)中「18歳未満の要保護少年について、少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適當であると認められるときは、」とあるのは「児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに」と、同1の(3)並びに第17の2及び3中「要保護少年」とあるのは「児童虐待を受けたと思われる児童」と読み替えるものとする。

- (2) 職員は、児童虐待の事実が必ずしも明らかでない場合であっても、児童虐待を受けたと思われる場合には、児童の早期保護のため、幅広く児童相談所に通告するものとする。

2 関係機関との連携

- (1) 職員は、児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング、保護者等に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するほか、児童虐待の防止等に関する法律第10条の規定による援助の求めがあった場合においては、当該求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置を執るものとする。
- (2) 児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図るとともに、被害児童の保護に向けた関係機関との連携の強化、厳正な捜査と被害児童等の心情及び特性に配慮した聴取、被害児童に対するカウンセリング等の支援、人身安全対策課への情報の集約その他組織としての的確な対応を執るものとし、また、再発を防止するために保護者等に対する助言、学校への連絡等必要な措置を執るものとする。

第19 警察本部への報告

署長は、奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号）に規定する即報事案のほか、少年に係る事案に関して次に掲げる事項を認知したときは、少年関係事案即報票（別記様式第24）により、人身安全対策課長又は少年課長に報告するものとする。

- 1 校内暴力事件
- 2 児童虐待事案
- 3 特異ないじめ事案
- 4 特異な事故
- 5 その他少年警察活動上参考となると認められる事項

第20 記録等

1 呼出簿

少年課又は警察署の生活安全課に、呼出簿（警察庁訓令別記様式第40号）を備え、第12の5及び第13の4の定めるところにより、触法調査及びぐ犯調査のための呼出しを行う場合は、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

2 令状請求簿

少年課又は警察署の生活安全課に、令状請求簿（警察庁訓令別記様式第45号）を備え、第12の8の(3)の令状を請求したときは、請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

3 少年カード

(1) 送致又は通告の措置を執った非行少年（交通法令違反に係る非行少年及び自動車運転死傷処罰法に規定する罪又は交通事故に係る刑法に規定する罪に該当する非行少年を除く。）については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年カード（別記様式第25）を作成するものとし、当該少年の居住地を管轄する警察署（以下「居住地警察署」という。）において保管するものとする。

(2) 居住地警察署以外の所属において少年カードを作成した場合は、当該所属の長は、少年カードの原本を居住地警察署の署長に送付し、必要に応じ、その写しを保管するものとする。

(3) 少年カードを保管する居住地警察署にあっては、次の場合においては、それぞれ該当事項欄に必要事項を追加するものとする。

ア 当該少年につき事後措置を行った場合

イ 当該少年が住居を移転したことが判明した場合

ウ 当該少年が所在不明となったことが判明した場合

(4) (2)の場合において、居住地警察署が他の都道府県警察の警察署であるときは、

少年課を通じて送付するものとする。

4 関係記録の作成要領等

少年事案処理簿及び少年カードの作成要領及び保管方法については、生活安全部長が別に定めるものとする。

(別記様式省略)